

「おおよど集中改革プラン」重点事項実施具体策 進捗管理シート

重点事項 具体策	計画に掲げる重点事項・具体策	21担当課
-------------	-----------------------	-------

P L A N	達成に向けた推進方策 ①具体策の目的	計画本文の内容	
	②達成に向けた手法	計画策定時担当課で記入	
	③計画予		

実施年度(担当課)	平成20年度()	平成21年度	
D O	実施時期 ・ 具体取組	取り組み実施時期・内容を担当課で記入	
	実施内容 ・ 効果		

C H E C K	内部評価 (担当課)	取り組み結果について内部評価を行い担当課で記入	
		評価日	評価日

C H E C K	外部評価 (推進委員)	取り組み内容について行政改革推進委員会からいただいた意見を記入	
		評価日	評価日

A C T I O N	見直し・ 改善事項	次期計画に向けた見直し・改善を担当課で記入	

「おおよど集中改革プラン」推進担当課及び進捗率一覧表

重点事項		具 体 策		H20実施担当課		進捗率	H21実施担当課		進捗率
1	行政評価の導入と事務事業の見直し	ア	行政評価システムの導入	総務課		100%	総務課	財務課	60%
		イ	事務事業評価システムの導入	総務課	財務課	60%	財務課		40%
		ウ	民間委託の推進	総務課		70%	総務課	財務課	50%
2	組織機構の見直し	ア	効率的な組織・機構の整備	総務課		80%	総務課		90%
		イ	人件費抑制と定員管理の適正化	総務課		50%	総務課		20%
		ウ	人材育成基本方針の推進	総務課		100%	総務課		100%
3	住民と行政の協働によるまちづくり	ア	行政と住民の役割の明確化	企画課		100%	まちづくり課		100%
		イ	行政への住民参加	企画課		100%	総務課	まちづくり課	100%
4	財政の健全化	ア	財政健全化計画の見直し	財務課		100%	財務課		100%
		イ	公共施設の有効利用	財務課		40%	財務課		50%
		ウ	定住施策の推進	企画課		100%	まちづくり課		100%

「おおよど集中改革プラン」重点事項実施具体策 進捗管理シート

重点事項	1	行政評価の導入と事務事業の見直し	21担当課
具体策	ア	行政評価システムの導入	総務課・財務課

P L A N	達成に向けた推進方策					
	①具体策の目的					
	限られた行政資源である予算や人員等を効果的に配分し、コストに見合った「成果」を得ることが必要である。町が実施する総合計画に基づいた施策の効果を測定分析し、政策評価に関する基本方針に基づいた判断を行い、その廃止、拡充、改善、縮小を決定することにより、質の高い住民の視点に立った行政の実現を図る。					
	②達成に向けた手法					
D O	行政評価を効果的に取り入れるにはまず、トップのマニフェストの確認と総合計画において実現すべき事業の検討を重ね、行政評価を導入することの目的をトップに理解してもらうことが先決であることから、基本方針の策定や評価すべき施策政策を精査し、(仮称)庁議(最高意思決定機関)において評価を実行していく。					
	③計画予定					
		実施内容	平成20年	平成21年	平成22年	具体目標(到達目標)
		政策評価に関する基本方針の策定 施策・政策の洗い出し 政策検討会議((仮称)庁議)の設置 政策評価委員会(外部評価)の設置		方針策定 施策・政策の洗い出し	評価	H24評価委員会設置
	実施年度	平成20年度(総務課)		平成21年度		
C H E C K	実施時期 ・ 具体取組	2月	庁議の運営に関する要綱案を本部会議へ提示	5・12月	政策会議	
		3月	庁議の運営等について推進委員会にて説明	7・11・2月	政策調整会議	
	実施内容 ・効果	3月	庁議の運営に関する要綱を策定した。	7～3月	県主催行政経営情報交換会に参加	
			庁議の種類 (1)政策会議 (2)政策調整会議 (3)部長連絡会議 政策評価については、大淀町にあった手法の研究のため、県行政経営課主催の「平成20年度『行政経営』情報交換会」や総務省主催の「政策評価統一研修」に出席し、国や先進市の手法や市町村の共通指標による事例分析等の手法を学ぶ。	9月	大津市の取組についてのフォーラムに参加	
			1月	近江八幡市の取組についての研修に参加		
A C T I O N	内部評価 (担当課)	庁議については、4月以降の実施のため記載内容なし。		5月から、「協働のまちづくり」について継続して政策会議、政策調整会議で審議している。審議内容は推進準備会及び職員プロジェクトチーム会議の提言書の集約、「地域自治によるまちづくり方針」の検討、要綱制定などで、まちづくり課によって効率的に進められている。部長連絡会議は月1回以上開かれている。指標を用いた行政評価を行うべく県主催の行政経営情報交換会に参加し、そのなかで県内市町村のあらゆる統計数値をもとに共通指標の作成作業を行った。また、行政評価の先進自治体の手法を学ぶため地方自治フォーラム、政策評価統一研修に出席した。		
		進捗率	100 %	進捗率	60 %	
	外部評価 (推進委員)	行政評価システム導入にあたっては、その基本方針に則した評価結果を実行可能とする裏付けや調整を十分に行い、町民にとって良い結果を行政運営に反映できる強固たるものとなるよう十分検討を行うこと。また、職員は住民主体の政策立案、政策形成の実践に努めること。		町の総合計画や町長の施策内容が住民に十分理解されたうえで、重要施策の中から具体的な例示により評価を実施すべきである。また形骸化とならぬよう住民本位の評価ができるよう職員に自覚と認識を持たせた評価システムとすること。施策・政策の洗い出しは大変重要であり、今後の成果を期待する。		
		評価日	平成21年4月21日	評価日	平成22年4月16日	
見直し・ 改善事項	庁議については、4月以降の実施のため記載内容なし ①政策会議②政策調整会議③部長連絡会議の3層のレベルに応じた案件について効率の良い運営に努める。政策評価に向けた取り組みの課程として、施策・政策の財政面からの検証、また、総合計画の各項目についても同じく検証を行う。		重要課題が政策会議にて審議されるよう働きかけを行い、よりいっそう効果的・効率的な会議運営を検討していく。庁議関係者のスケジュール調整を円滑に図る。すべての事務事業を対象とするような画一的な評価ではなく、事業の必要性の思い込みや錯覚の発見をし、住民に対して良質な行政サービスの提供ができる評価制度を目指す。			
	評価日	平成21年7月10日	評価日	平成22年5月28日		

「おおよど集中改革プラン」重点事項実施具体策 進捗管理シート

重点事項	1	行政評価の導入と事務事業の見直し	21担当課
具体策	イ	事務事業評価システムの導入	財務課

P L A N	達成に向けた推進方策					
	①具体策の目的					
	厳しい財政状況のなかで、職員が事務事業の目的やコスト意識を持ち、各部署が行っている事務事業を継続的に見直すシステムを確立することにより、限られた財源の効率的・効果的な活用を図る。					
	②達成に向けた手法					
	■事務事業等の効率性の向上 事務事業の目的や目標を明確にし、その成果・結果を明らかにすることにより、当初設定した目標の達成度、費用対効果を客観的に評価出来る体制を構築する。					
	■事務事業の見直し 不要・不急あるいは、効果の小さい事務事業を明確化することによって事務事業の整理・合理化や廃止及び事業費の削減を図る。					
	③計画予定					
	実施内容		平成20年	平成21年	平成22年	具体目標(到達目標)
	事務事業評価シートの作成		シート作成			
	試行評価(財務課抽出事項)		評価 (H21予算に反映)			
評価本格実施(3課抽出事項)			評価 (H22予算に反映)			
実施年度	平成20年度(総務課・財務課)			平成21年度		
D O	実施時期 ・ 具体取組	8月	財務課抽出の事務事業について、予算編成に反映		8月	事務事業評価シート作成
					11月	行革担当からの事務事業検討項目抽出
	実施内容 ・効果	財務課にて財政健全化計画を踏まえた48事業を抽出し、見直しや廃止も含めた事務事業内容の検討を事業担当課へ働きかけ、事業費の削減を図った。内容について、各部署単位にヒアリングを実施、検討を促した結果について、21年度予算編成に反映した。			平成20年度の検討項目の継続に加え、新たな財源の確保や類似事業をピックアップし削減の検討をしてもらうことを目的に予算検討項目を30項目抽出した。	
C H E C K	内部評価 (担当課)	事務事業評価シートの精度を高めること。			本町の評価制度は事業費削減を最終目的としているので、先進市町村の実施状況を研究した結果、シートを利用した評価システムでは事務費削減や廃止までに至らないと判断した。今後も検討すべき事業をピックアップすることで見直しをしなければならない事業の認識を定着させていく必要がある。	
		進捗率	60	%	進捗率	40
	外部評価 (推進委員)	事務事業の検討を実施し予算に反映できたことは評価できる。今後も事業目的との整合や費用対効果などの観点から細部にわたって検討を行い、「継続」「改善」「廃止」を判断できるシステムの確立を期待する。			削減や廃止につながる分析手法の精査・検証を行うこと。職員及び関係者の「継続」「改善」「廃止」を判断する習慣化と、住民視点からの「合理化」「統合」事業の意見徴集を行うことも必要ではないか。事務事業評価シートの成果に期待する。	
		評価日	平成21年7月10日		評価日	平成22年5月28日
A C T I O N	見直し・ 改善事項	平成20年度の検討項目の継続に加え、行革担当課3課による事務事業の抽出を行い評価実施を行う。22年度予算編成に反映出来るよう取り組みを行う。			政策評価の制度設計の過程のなかで事務事業評価が重要な位置づけとなることから、政策、施策につながる事務事業の目的及び達成目標を明確にすることにより事業の必要性の思い込みや錯覚の発見をし、住民に対して良質な行政サービスの提供が継続できる行政評価制度を次期行革推進計画のなかで構築していくこととする。	

「おおよど集中改革プラン」重点事項実施具体策 進捗管理シート

重点事項	1	行政評価の導入と事務事業の見直し	21担当課
具体策	ウ	民間委託の推進	総務課・財務課

P L A N	達成に向けた推進方策				
	①具体策の目的				
	民間委託や民営化を推進するにあたっては、職員自らが主体となって実施すべき事務事業を明確にし、それ以外のものについて経済的な効果のみならず、住民サービスの向上や住民自治の充実など様々な角度から民間委託の検討を加える。				
	②達成に向けた手法				
大淀町における民間委託推進の基本的な考え方をまとめ、「町が主体となって実施すべき事業」、「民営化できる事業(民間への移譲)」、「民間委託できる事業」等の判断基準を設定することによって、大淀町に適した民間委託の方法を選定する。 また、民間委託導入に向けては、「事務事業評価」・「組織機構の改革」・「定員管理」等の見直しを十分考慮したうえで推進していくとともに、職員に対して共通認識を得るため説明会や分かり易い基準設定(マニュアル)を作成する。					
③計画予定					
実施内容		平成20年	平成21年	平成22年	具体目標(到達目標)
民間委託基本方針の策定		方針策定			H20年度中に民間委託業務の洗い出しを行い目標値を設定する。
民間委託可能業務の基準を設定		基準設置			
民間委託の導入		民間委託調査	順次実施		

実施年度	平成20年度(総務課)		平成21年度	
実施時期 ・ 具体取組	8月	民間委託基本方針(案)を本部会議に提示	6月～10月	関連課で民間委託推進のあり方を協議
	9月	民間委託基本方針(基準)を策定	11月	事業仕分け(奈良市)を視察
			12月	予算編成時の委託業務の検討

D O	実施内容 ・効果	民間委託基本方針を策定し、民間委託になじみやすい業務のレベル設定を行った。 ・判断基準の設定 ・民間委託検討手順(フロー)の作成 ・留意点の整理	○効率が向上すると認められる分野は、可能な部分から積極的な民間委託化を実施した。 【庁舎の清掃業務(効果額200万円)】 ○H22予算編成時には「民間委託の推進にかかる基本指針」を基準に、これまでの委託業務の内容を見直し予算編成を行い積極的な検討を行った。 ○施策や事務事業の評価を実施する行政評価で民間委託をチェックできる体制の可能性について行革関連課で協議した。 ○民間委託策定の新しい手法として事業仕分け(奈良市)に参加した。
--------	-------------	-----------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

C H E C K	内部評価 (担当課)	基本方針等制度構築や本部会議での説明により民間委託の必要性について認識の共有化は図れたが、全庁的な委託調査の実施には至らなかった。	全庁的な委託調査の実施はできなかった。
		進捗率 70 %	進捗率 50 %
		評価日 平成21年4月21日	評価日 平成22年4月16日

外部評価 (推進委員)	行政サービスの提供者を職員が行うべきであるのか、民間企業が行った方が効果的であるのかの検証を行い、サービスの低下をさせない最適な行政サービスをめざしていただきたい。また、官製市場の民間開放にも着手し推進すべきである。	民間委託の基準設定及び事業仕分け等の着手や、住民サービス低下の無い事業の合理化、計画導入を速やかに行うべきだが、実施するにあたっては慎重に取り組み、住民や地域への還元という成果の視点から行われなければならない。委託後はその効果やサービスを受ける側の調査を実施すること。
	評価日 平成21年7月10日	評価日 平成22年5月28日

A C T I O N	見直し・改善事項	平成22年度予算編成に向けて委託業務の洗い出しを行い、その業務の範囲や内容について、「経費の抑制」と「業務の効率性」の点を意識しながらできるだけ速やかに計画を進めていく。 ※平成22年度予算を意識した民間委託推進スケジュールの見直しを図る。 また、組織の見直しの観点からも最小の人数で最大の効果を得られるような人的配置も検討しなければならない。	新行財政改革推進プランのなかで、施策や事務事業の評価ができる行政評価システムを確立させ、民間委託化が適正と判断できる基準を設定し全庁的なレベルでの推進を図っていく。
----------------------------	----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------

「おおよど集中改革プラン」重点事項実施具体策 進捗管理シート

重点事項	2	組織機構の見直し	21担当課
具体策	ア	効率的な組織・機構の整備	総務課

P L A N	達成に向けた推進方策					
	①具体策の目的					
	住民が求めている行政ニーズ等を的確に把握し、それに対応した施策を総合的・効果的・機能的に展開していく。そのためには、迅速な意思決定を行う必要があることから、効率的な行政組織になるよう見直しを行う。					
	②達成に向けた手法					
次期組織改革に向けH21.4までのスケジュールとポイントを整理し、「RPおおよどAP4」で設定した『組織(機構)改革の基本方針』に変更を加えるとともに、改革後も検証を行う。						
③計画予定						
実施内容		平成20年	平成21年	平成22年	具体目標(到達目標)	
基本方針の変更		見直し				
次期組織改革			H21.4～実施			
次期組織改革の検証			検証	検証		
実施年度	平成20年度(総務課)			平成21年度		
D O	実施時期 ・ 具体取組	8月	H21.4組織改革に向けたスケジュール検討	4月	組織改革の実施	
		10月～	旧組織の検証・見直しを意識し各課ヒアリング	2月	人員配置ヒアリング	
		12月	基本方針決定・組織改革(案)提示			
		～3月	組織改革(案)見直し・修正			
		3月末	組織改革			
実施内容 ・効果	厳しい財政状況のなかで、行政課題を的確に把握した施策を展開させるため、迅速な意志決定を行える簡素で柔軟な行政組織をめざすことを目的に4項目をコンセプトとした。 (1)施策主導型の町政運営 (2)住民と行政の協働推進 (3)住民の視点による対応 (4)経費の削減 部の数・・・8部→7部 課の数・・・18課→14課			左記の内容のとおり、7部14課体制(1部減、4課減)とする新組織改革を4月に実施し、定員管理計画上の目標達成に目途がついた。 現行組織での行政運営を実施するにあたり、業務の効率性を考慮した人員配置を行うことを目的にヒアリングを実施し、課題・問題点等の洗い出しを行った。		
C H E C K	内部評価 (担当課)	組織機構を見直す際に、定員管理計画を目的に進めてきたなかで、各種施策や事務事業のあり方そのものを抜本的に見直す必要もあつたが時間やその他の要因により全てを解決できなかった。今後は、新たな行政需要に必要とされる適正な人員配置を行いながら年齢構成の平準化を図り、併せて、最小の人数で最大の効果が得られるよう、各種事務事業の見直しを継続的に実施のうえ民間委託等の推進により人件費の抑制に努めなければならない。			組織機構改革により、定員管理計画達成後の職員数で対応できる組織再編となつたが、一方、部門別の行政需要の増減の精査と、民間委託の推進状況等を考慮しながら業務量を見極め、住民サービスの低下につながらないことを基本とし、状況に応じた職員数の適正配置に見直す必要がある。	
		進捗率	80 %	進捗率	90 %	
	評価日	平成21年4月21日	評価日	平成22年4月30日		
	外部評価 (推進委員)	縦割りの組織体質を打破し、関係部署との連携や調整ができる機動的な体制へと転換することにより、良い施策の実行が可能となる。部、課を減少させることを目的とせず、他市町村の事例の調査も行いながら、効率的な組織体制の確立に努めてもらいたい。			7部14課体制の成果を期待する。改革後各部署の職員数の適正化を速やかに実施し、住民サービスが効果的、効率的に進捗する様、組織体制の確立を求める。職員数の適正配置を見直し、住民へのサービス向上につなげて頂きたい。	
評価日		平成21年7月10日	評価日	平成22年5月28日		
A C T I O N	見直し・ 改善事項	定期的に効果と問題点の検証を行い、必要に応じて見直しを図るとともに民間委託の視点も入れながら組織の効率化をめざす。 ※柔軟な組織に対応できる事務分掌規則の改正等			検証を継続して行い、効率性・機能性等についての課題を洗い出しながら解消に向けての見直しを行う。今後、各部とさらに踏み込んだ検討を実施する。	

「おおよど集中改革プラン」重点事項実施具体策 進捗管理シート

重点事項	2	組織機構の見直し	21担当課
具体策	イ	人件費抑制と定員管理の適正化	総務課

P L A N	達成に向けた推進方策					
	①具体策の目的					
	職員給与等の人件費が財政硬直化の一因となることから、組織(機構)改革の基本方針を踏まえたうえで、必要最小限の人員による組織体制を構築していく。また、行政需要の範囲や施策の内容及び手法を改めて見直ししながら事務事業の適正化に取り組み、組織機構の合理化を進める。					
	②達成に向けた手法					
平成17年度に策定した定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に努めてきたが、今後、職員の大量退職を迎えることを踏まえ、事務事業の見直し、民間委託の導入等による効率的な行政運営を図りながら、新たな定員適正化計画を策定し計画的に推進する。						
③計画予定						
実施内容		平成20年	平成21年	平成22年	具体目標(到達目標)	
一般職以外の定員適正化計画		検討・試算	策定			
次期定員適正化計画の見直し			検討・試算	策定予定	国の計画に基づき見直しを図る	
実施年度	平成20年度(総務課)			平成21年度		
D O	実施時期・ 具体取組	～3月末	現状分析	～3月末	検討・試算	
	実施内容・ 効果	新たな行政課題や多様化する住民ニーズに柔軟に対応できるように簡素で効率的な組織体制を構築するため平成21年4月に組織・機構改革を実施した。その際に一般職以外の職員についても、組織改革に連動して見直される事務事業や行財政規模に見合う定員に改編する必要性があるため現状分析を実施した。			一般職以外の職員の定員管理については保育所・幼稚園の統廃合の進捗や保健センター事業や給食事業といった各事業の方針の決定が困難であることなどを考慮し具体的な試算は行っていないが、できる限り現状からの削減に努めている。次期定員適正化計画については、H21.4.1に行った組織・機構の見直し後の分析や、民間委託の推進状況に応じて、方向性を定めていく。(H18.4.1～H22.4.1削減状況(見込) 一般行政職(計画対象者) 171人→150人 保育士 27人→25人 技能労務職 26人→24人 幼稚園教諭 7人→7人 保健師 7人→8人)※病院を除く	
	内部評価 (担当課)	現状分析より試算を行うには至らなかった。			現計画に基づき急速に職員削減に努めた結果、職員数の大幅な削減を達成したが、これ以上の大幅な削減は困難であると思われる。	
C H E C K	進捗率	50 %		進捗率	20 %	
	評価日	平成21年4月21日		評価日	平成22年4月30日	
	外部評価 (推進委員)	一般職以外の定員管理について、現状分析のみにとどまらず引き続き断行されることを期待する。国の定員方針に合致する必要はなく、行政が一丸となって大淀町の現状や将来展望にそった独自の定員管理計画を策定してもらいたい。			職員の削減適正化の実施や機構改革による職員の業務量増などの痛みをともなう努力を評価する。しかし、組織機構の合理化は自治体の予算運営に大きく反映されるため、国の計画に基づき推進をはかるのも一理あるが、大淀町の現状や将来展望に立った適性な定員管理計画としてもらいたい。	
評価日	平成21年7月10日		評価日	平成22年5月28日		
A C T I O N	見直し・ 改善事項	全ての職種の事務事業に即した適正な配置に努めながら人件費の抑制を考慮した新定員管理計画を作成する。			次期計画は、組織・機構の見直し後の分析結果にもよるが、おおむね現状の定員の維持に努めるものとなることが見込まれる。平成21年度末一般行政職150名という計画を達成し、進捗結果を平成22年4月号広報紙に掲載し公表した。平成22年度上半期で計画定員数が適当であるかの検証を行っていき、今後の計画の方向性として人員削減の影響、組織機構の検証も考慮し定員適正化計画を策定するべく検討する。なお、策定段階においては、大淀町の現状や将来展望を見据え、諸問題(少子化、高齢化問題等)の対応に十分配慮する。	

「おおよど集中改革プラン」重点事項実施具体策 進捗管理シート

重点事項	2	組織機構の見直し	21担当課
具体策	ウ	人材育成基本方針の推進	総務課

P L A N	達成に向けた推進方策						
	①具体策の目的						
	<p>財政状況が緊縮するなかで、大淀町職員全体の力量を高め住民ニーズに対応した質の高い行政を展開していくうえで、「優れた人材を育成する」ための人材育成は必要不可欠であるため、人材育成基本方針に掲げられた内容についてさらに取り組みを推進する。</p> <p>また、職員自らが仕事を通じて自己成長や自己実現の可能性を追求できる環境を整備することで、組織全体を活性化させるとともに住民満足度を高めるという相乗効果を狙う。</p>						
	②達成に向けた手法						
D O	■人材育成推進体制の整備						
	<p>①人材育成を効果的に推進していくために、職員一人ひとりが意欲を持って自己啓発に取り組むとともに、管理・監督者が人材育成を担っているという自覚と部下に対する指導力を向上させるために、「職員」-「管理・監督」-「人材育成担当部門」の育成体制を明確化する。</p> <p>②管理職の指導能力向上を図るため、仕事を通じた人材育成としてOJT(職場研修)マニュアルを活用し、職員の資質向上、能力開発を行う。</p> <p>③窓口業務や補助金交付事務など住民と直接接する事務について、目的やその活用方法などの処理手順についてのマニュアル作成を進め、対応の公平性・的確性を確保し、短期間で業務のスキル向上を図る。</p> <p>④人材育成基本方針に基づいた、計画的な職員研修を実施する。</p>						
	■人事評価制度の確立						
	<p>人事評価制度は、職員の勤務実績や能力、性格、適性などを正確に評価、把握し「努力と成果が報われる」適正な人事管理を検討する。また、組織及び自己による目標管理を取り入れ、単に評価するというより、よい仕事をするためのマネジメントの一環ととらえ、職員のやる気の向上を図っていく。(「評価者の評価能力の向上」→「目標の設定」→「人事評価の役割と成果」を明確化する。)</p>						
C H E C K	③計画予定						
		実施内容	平成20年	平成21年	平成22年	具体目標(到達目標)	
		OJT(職場研修)管理職研修	実施				
		人事評価制度の研究	研究				
A C T I O N		評価能力向上研修		研修			
		部・課の課題目標設定と評価			目標設定		
		人事評価の実施				平成23年度実施	
		実施年度	平成20年度(総務課)		平成21年度		
C H E C K	実施時期・ 具体取組	11月	人事評価制度の試行実施に向けた計画立案		4月～	試行実施	
		2月	評価シート記入マニュアル作成		4月～	評価者・被評価者研修を実施	
		2月～	人事評価各種研修を実施		4月～	各課のフォロー	
	実施内容・ 効果	人事評価制度を導入するにあたり、平成21年4月より試行評価を実施することを目標に前倒しで導入計画を作成し円滑な制度運用を図るために対象職員(一般・管理職)に対してOJT(職場研修)を含めた人事評価の意義や目的、評価の概念と手法を習得するための研修を実施。		平成22年4月からの本格実施に向けた『試行評価』を実施した。2つの側面から評価(能力評価・目標管理)をするにあたって人事評価の基本的な事項から『評価～面談～フィードバック』といった一連の評価の流れを意識した研修を実施した。また、研修では人事評価の前提となる管理者としての役割(上司と部下との信頼関係の醸成)を認識したうえで実際に近い形での演習を通じて評価能力の向上を行った。平成21年度研修結果 ・新評価者研修(4月、7時間) ・評価能力向上研修(4・10・11・1月、各7時間) ・評価者特別研修(4月、7時間) 延べ9回。			
A C T I O N	内部評価 (担当課)	繰り返し研修を実施することで、人事評価の目的を適正に理解し単なる『評価』というひとつの方向からの見方だけではなく、『人材育成』の視点も踏まえたうえで『透明性や公平性、客観性』を意識した評価を行うことが重要であることが認識されたのではないかと。また今後は、職員の『意識改革』や『組織の活性化』という視点も含めた人事評価制度であることを各職員に対してアピールが必要とされる。		研修を通じて人事評価制度の必要性とその認識度を向上させることができた。評価の客観性・公正性を確保し、信頼性や納得性の高い人事評価制度とするためには、評価者が十分な評価能力を有することが最も重要である。そのため評価者の責任は極めて重いといわなければならないことから、評価者としての心得や評価の技法、評価基準の統一的な理解などについて十分研修を行い評価スキルを向上させなくてはならない。			
		進捗率	100	%	進捗率	100	%
		評価日	平成21年4月21日		評価日	平成22年4月16日	
	外部評価 (推進委員)	人事評価制度導入にあたり職員の研修を重ねることにより、客観性・透明性のある制度とし、職員の育成につながる運用としていただきたい。職員研修については計画的な実施により、人事評価制度との相乗効果による職員のレベルアップを期待する。		優れた人材を育成することは、行政及び住民にとっても重要である。住民に対して温かみや思いやりのある人材を育成すること。人事評価については評価者の事務量の負担増が業務に支障を及ぼさないか危惧される。また、管理職・職員相互の研修など資質向上には必要ではあるが、処遇をともなう人事評価制度の導入による人材育成の目的が過度に強調されれば職員の意識改革や組織活性化向上の前に、職員の心理的な萎縮でマイナス効果にならぬよう慎重に対処すべきである。			
評価日		平成21年7月10日		評価日	平成22年5月28日		
見直し・ 改善事項		平成21年4月より試行評価が実施されることになるが、評価者・被評価者のフォローアップが評価制度のカギとなるので、その体制を考慮しなければならない。また、今後は人材育成からマネジメントという発展を意識した評価制度に仕上げ、人材育成に加えて任用管理、給与上の処遇を加えた、広義の人材育成のためにOJTを意識した人事評価を継続実施していくことを計画に入れていく。		平成22年4月より本格実施されることになるが、評価者・被評価者のフォローアップが評価制度のカギとなるので、その体制を確立させていく。また、今後は研修のメニューのなかでマネジメントを意識した研修を実施するとともに処遇への対応も考えていく。			

「おおよど集中改革プラン」重点事項実施具体策 進捗管理シート

重点事項	3	住民と行政の協働によるまちづくり	21担当課
具体策	ア	行政と住民の役割の明確化	まちづくり課

P L A N	達成に向けた推進方策				
	①具体策の目的				
	<p>これまでのまちづくりのように多くを行政が担うのではなく、地域でできることは地域で考え、行動してもらおうまちづくりをめざす。行政の財政状況が厳しく、それに反比例するように住民ニーズが高まり、また子供に対する安全や高齢化社会に対する対応など、行政の業務範囲は増大傾向にある。これを本来の自治の考え方に立ち、行政、住民の役割の整理を行っていく。</p>				
D O	②達成に向けた手法				
	行政、住民それぞれが、「協働によるまちづくり」の考え方にに基づき、それぞれに役割の整理を行う場を設ける。				
	③計画予定				
	実施内容	平成20年	平成21年	平成22年	具体目標(到達目標)
	職員プロジェクトチームや、住民による検討会	会議の開催、提言書のとりまとめ			
	まちづくり条例		条例の制定	周知	
	地域自治計画			地域ごとの計画書の策定	
	実施年度	平成20年度(企画課)		平成21年度	
D O	実施時期・ 具体取組	10月	職員研修実施	5～3月	方針策定のための庁議・政策調整会議の開催
		10月～3月	職員プロジェクトチーム会議の開催	12月	大淀町地域自治によるまちづくり方針を策定
		12月～3月	住民会議の開催	3月	大淀町地域自治によるまちづくり推進要綱を制定
C H E C K	内部評価 (担当課)	①職員研修 10月2日・17日開催(参加者:136人、参加率70.8%)		平成20年度に提出された2つの提言書をもとに庁議を重ね、町の方向性を示す方針を策定した。	
		②職員PT会議 全8回開催、提言書を作成		さらに、条例について検討を行った結果、本町では協働のまちづくりを住民・行政ともに試行錯誤しながら“大淀町にふさわしい形”を作っていくべきであるということになり、まずは条例ではなく要綱を制定した。	
		③住民会議 全5回開催、提言書を作成			
C H E C K	外部評価 (推進委員)	当初の計画どおり実施できた。平成21年度は、町の方針を策定し、必要であれば条例の制定をする予定であるので、2つの提言書は方針策定に役立つと考える。		条例制定ということは実現できていないが、まちづくりの方針と、推進のための要綱を策定できたことは評価できると考える。	
		進捗率	100%	進捗率	100%
		評価日	平成21年4月16日	評価日	平成22年4月30日
A C T I O N	見直し・ 改善事項	住民と行政の「協働」には、行政が中心的存在となつて動いたり、住民が中心となり行政が側面から支援するなど、その事案にあった方法を見いだしてそれぞれの役割を果たすことでその効果は最大限となるため、相互にその知識を身につけることが肝要である。まちづくり条例については、「魅力あるまちづくり」を進め定住促進につながる素晴らしい内容であることを期待する。		行政と住民による「情報交換会」「研修会」をともに実施し、魅力あるまちづくりを期待する。	
		評価日	平成21年7月10日	評価日	平成22年5月28日
		平成21年度は提出された2つの提言書をもとに町の方針を検討する年であるが、提言書のうち、具体的なものでかつ早急に実施できるものは、実施していくこととする。		要綱に基づき、住民に対しては、まちづくりに関して理解を求めるとの広報活動や、啓発を実施していく。また、行政運営については、必要な改革を実施していく。(具体的には住民による「情報交換会」や「研修会」の実施と、行政職員の意識改革のための「学習会」の実施など)	

「おおよど集中改革プラン」重点事項実施具体策 進捗管理シート

重点事項	3	住民と行政の協働によるまちづくり	21担当課
具体策	イ	行政への住民参加	総務課・まちづくり課

P L A N	達成に向けた推進方策						
	①具体策の目的						
	住民参加のまちづくりの基本は、住民の行政への関与であり、そのことで住民自らがまちづくりに参加しているという意識を生み出しながら、住民参加による行政体をめざしていく。						
	②達成に向けた手法						
D O	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広聴機能の強化 パブリックコメントや、タウンミーティングの実施、各種審議会などへの住民の一層の参加を促す。 ■ 広報機能の強化 あらかしテレビ、広報紙、ホームページの更なる活用を図る。 ■ ボランティアスタッフの活用 イベント等の企画段階からのボランティアスタッフ等に参加できる体制をつくる。 						
	③計画予定						
		実施内容	平成20年	平成21年	平成22年	具体目標(到達目標)	
		出前講座の実施	実施	改正実施	改正実施		
	広聴機能の強化		機能充実の検討				
	ボランティアスタッフ等の企画段階の参加		各課への促し				
	実施年度	平成20年度(企画課)			平成21年度		
C H E C K	実施時期 ・ 具体取組	4月	まちづくり出前講座実施要綱を施行		5月	出前講座 金吾町区に自主防災について	
		5月	出前講座について広報紙・ホームページ・あらかしテレビで周知		7月	出前講座 吉野平区に子供の防犯対策について	
	実施内容 ・ 効果	7月と11月に2回出前講座の利用 7月:防犯対策(総務課) 11月:やさしい車椅子介助の仕方(病院経営企画課)			<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容 5月と7月に2回出前講座の利用 5月:防災対策(総務課) 7月:防犯対策(総務課) ・効果 防災については自主防災組織の防災体制を中心に知識向上 防犯については小学校保護者の子供に対する防犯知識向上 		
		役場としては、要綱の整備と、利用を促す広報活動を行ったが、利用回数が少ないように思う。			出前講座は利用回数が前年度と同じ結果となる。広聴機能の強化は来年度の広報紙の内容充実、ホームページは見やすく改修、あらかしテレビは来年7月までに地上アナログ波の終了への対応について各検討を実施。ボランティアスタッフ等の企画段階の参加は3-Aで記載のとおり、協働のまちづくりに関する町の方針を固め、これに基づき実施するため、平成22年度で実施する。		
外部評価 (推進委員)	まちづくり出前講座について、利用回数の少なさは住民側の問題のみならず、常に魅力ある内容かどうかを精査・検討すること。行政があって住民があるのではなく、住民があって行政が存在していることを十分認識し、住民が行政へ参画する協働の精神を啓発すべきである。			団塊世代で定年退職された有能な方の資格・特技の調査を実施し、人材発掘すること。出前講座については効果的なPRが必要である。またあらゆるメディアを利用して行政への関心を住民に持ってもらうよう努力すること。住民と行政の協働により行政情報の共有化を広く実施していただきたい。			
	評価日	平成21年7月10日		評価日	平成22年5月28日		
A C T I O N	見直し・改善事項	組織機構改革に伴う講座メニューの再編を行い利用回数を上げる取り組みを実施する。 (例:定期的に広報などを活用した周知)			出前講座をより多くのかたに利用していただくべく、あらかしテレビ、広報紙、ホームページでの広報はもとより、各区长、各種団体などに利用促進を働きかけていく。 また、住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、広報広聴機能の強化を推進する。広報については、行政情報、まちづくり活動などの情報を効果的に提供して、情報や課題の共有化を進める必要がある。そのため、広報紙の充実、あらかしテレビの番組制作の充実、デジタル化による双方向機能活用、町ホームページのアンケート機能追加などを検討する。広聴については、パブリックコメントや、タウンミーティングの実施、各種審議会、ご意見箱、町ホームページの各課問い合わせメール、陳情などによる情報収集機能を高め、情報や課題の共有化を進める必要がある。		

「おおよど集中改革プラン」重点事項実施具体策 進捗管理シート

重点事項	4	財政の健全化	21担当課
具体策	ア	財政健全化計画の見直し	財務課

達成に向けた推進方策					
①具体策の目的					
平成21年度の予算編成時に財政調整基金の残高が事実上、底をつくことが予想されます。その事態を回避するためには抜本的な見直しが必要となるため、その指針となる「財政健全化計画」の見直しを実施する。見直し時には、一般財源基金の取り崩しに依存しない計画を策定する。					
P L A N	②達成に向けた手法				
	「大淀町財政健全化計画」の見直しにあたり、歳入歳出の収支不足額を、基金繰入により対応するのではなく、歳入に見合った歳出に抑えるという視点に立ち、歳入面では受益者負担の見直しなどにより収入の増加を図り、歳出では、人件費や扶助費、補助費など聖域なき削減に取り組むことにより、財政の健全性の確保を図るため全庁をあげて取り組んでいく。				
③計画予定					
	実施内容	平成20年	平成21年	平成22年	具体目標(到達目標)
	財政健全化計画策定	見直し	見直し・実施	見直し・実施	財政調整基金残高 200,000千円維持
実施年度		平成20年度(財務課)		平成21年度	
D O	実施時期 ・ 具体取組	8月	財務課内で財政健全化具体策を抽出	7~8月	財政見通しの作成
		9月	各部対象にヒアリング実施		
		10月	財政健全化計画見直し案作成		
		11月	平成21年度予算編成方針に反映		
	実施内容・効果	財務課において財源確保と経費節減について具体策をピックアップし、各部局のヒアリングを実施し検討を促した。また平成20年度の予算を受け、平成21~25年の収支見直しを作成し、前述の検討結果も含め、財政健全化計画の見直しを行い、部長会での承認を経て行革本部で報告する。その実施については、平成21年度予算編成方針に盛り込んだ。 財政健全化計画策定の過程で、課題について各部局での検討が出来たことは効果と考える。		平成20年度決算事務(財政状況調査)が終了し、平成20年度の決算数値の詳細が把握できた7月下旬より将来推計の作成に取り組み、8月中旬に平成21年度本予算作成時での状況を水準とする財政見通しの作成が完了した。しかしながら、平成21年8月30日執行の衆議院解散総選挙において自民党政権から民主党政権へと政権が交代し、民主党が掲げたマニフェストに合った財政見直しを基に健全化計画を見直す必要があると考え、国の次年度以降の方針を見極めるため、健全化計画の見直し時期を先送りすることとした。健全化計画に沿った取組として、平成19年度~平成21年度で実施の補償金免除繰上償還で利率の高い地方債残高を償還した。	
C H E C K	内部評価 (担当課)	財政健全化計画の見直しのみでなく、部局単位で具体策を検討出来たことは評価できる。 財政健全化計画の見直し時には、さらに具体目標を高く設定することが必要であると思料する。		8月作成の財政見直しでは、平成29年度に基金が底をつく見直しとなったが、各種財政指標を推計すると各指標は概ね良好傾向にあることが分かった。これは平成19年度~平成21年度で実施の補償金免除繰上償還で利率の高い地方債残高を償還したこともあるが、歳出の抑制や収入の増加をはじめとする財政健全化への取り組みの効果が少しずつ結果となって顕在化してきたものと推測する。 ※実質公債比率19年度11.7%→20年度10.6%	
		進捗率	100 %	進捗率	100 %
	評価日	平成21年4月21日	評価日	平成22年4月14日	
	外部評価 (推進委員)	財政健全化計画のもと、基金の取り崩しに頼らない予算編成のため、各部局と検討を行い予算に反映できたことは評価できる。21年度以降も将来の大淀町のため長期的観点からの財政健全化計画の実行に努め、予算に反映できる体制を確立してもらいたい。		財政に幾分かの良化がみられたことは努力の結果と評価できる。平成29年度には基金が底をつく見直しという状況が、具体的でなく不安であるが、世間の不況が続くと予想されるため、大淀町も財政調整基金残高が少なくなり税収入も悪化してくると、財政健全化計画の見直しと実行に努めるしかない。	
	評価日	平成21年7月10日	評価日	平成22年5月28日	
A C T I O N	見直し・改善事項	本進捗管理シートの当初の計画にあわせて、平成21年度の予算(6月補正後)と平成20年度の決算状況を踏まえて、財政健全化計画の収支見直しを見直す。さらに具体策について前年度の内容をさらに検討し、収支改善策として位置づけるとともに、次年度の予算編成方針に盛り込んでいく。 また、取り組み状況について公表の方法を検討する。		補償金免除繰上償還により、公債比率にいく分かの良化がみられたが、大淀中学校の大規模改修、学校通信技術環境整備事業、台風18号による災害復旧事業の執行、事業債の償還による公債比率の悪化が見込まれる。今後、早急に民主党政権による財政方針に応じた財政見直しを基に健全化計画の内容を検討し、各種財政指標が適正範囲内で推移できるよう計画していきたい。	

「おおよど集中改革プラン」重点事項実施具体策 進捗管理シート

重点事項	4	財政の健全化	21担当課
具体策	イ	公共施設の有効利用	財務課

P L A N	達成に向けた推進方策					
	①具体策の目的					
	財政状況の悪化を鑑みて、既存の公共施設の有効利用を考慮し、財政的な効果を検証するなかで行政ニーズに応えるべく、発想の転換からの利活用を考える。					
	②達成に向けた手法					
平成18年度に実施した「公共施設調査」の内容をもとにして稼働状況等を把握し、計画の対象となる施設を絞りこんでいきます。公共施設を多角的に分析するとともに機能を考慮し、移り変わっている行政ニーズに応えるべく、「公共施設利活用計画」を策定する。						
③計画予定						
実施内容		平成20年	平成21年	平成22年	具体目標(到達目標)	
平成18年度調査の分析		対象施設の絞り込み				
公共施設利活用計画策定		素案策定	計画策定	見直し	出先機関職員減	
実施年度	平成20年度(財務課)			平成21年度		
D O	実施時期・ 具体取組	8月	施設調査対象一覧を作成し、公共施設利活用計画素案作成に着手する。			
	実施内容・ 効果	公共施設明細を作成し、平成18年度の施設調査の結果と現状を踏まえ、対象施設を絞り込んだ。その内容から、公共施設利活用計画の素案作成に着手する。年度内に完成には至っておらず、行革本部への提案が出来なかった。			公共施設利活用計画を策定することをPLANとしていたが、未策定の状況で、老人福祉センターの廃止、第2保育所と第3保育所の統合、桜ヶ丘児童館の児童センターへの移行、旭ヶ丘総合センターのふれあいの場や適応指導教室としての利活用など、各部署での施設見直し及び利活用が推進された。その他の施設についても利活用の必要性について検討した。	
C H E C K	内部評価 (担当課)	対象施設を絞り込み素案の作成については、細部の調整が出来ず、完成に至らなかった。関係部局の調整、行革本部での提案、再見直しという作業が実施されておらず、計画の見直しを余儀なくされている。			施設利活用の推進が事業の充実や経費面での見直しであり、行革の視点での努力が反映された結果であると考える。	
		進捗率	40 %		進捗率	50 %
	評価日	平成21年4月21日		評価日	平成22年4月30日	
	外部評価 (推進委員)	進捗率が低い要因と問題点を精査し、公共施設利活用計画を早期に完成させ住民が施設を利用しやすい環境作りを期待する。また、維持費が町財政を圧迫するような施設の閉鎖にあたっては、十分な事前調整と住民が納得できる資料を開示していくことで、トラブルのない閉鎖となるよう検討すること。			計画未策定の状態で廃止や移行などいかなるものかと思う。保育所の統合問題に見られるように、早くから施策として重要視されている課題について、政策として担当部署だけでなく庁内で広く議論の対象としておくべきである。公共施設の見直しは理解できるが、住民サービスの減少によるトラブルのない閉鎖を期待する。公共施設の有効利用については住民本位に立った形、及び費用対効果のみの考えにならないよう検討すること。	
評価日		平成21年7月10日		評価日	平成22年5月28日	
A C T I O N	見直し・ 改善事項	前年度の取り組みの遅れを取り戻すべく、現状を考慮した内容で素案を再度まとめたうえで、関係部局とのヒアリングを実施し、調整する。素案が完成したら本部に提案し、必要に応じ微調整を加え計画を策定する。			各部署で施設の見直しや利活用について検討されているため、あえて計画策定を見送ったが、今後は計画を策定することの必要性も含めた検討を行いながら、施設の利活用については各部署での事業展開のなかでの判断とする必要があると思料する。	

「おおよど集中改革プラン」重点事項実施具体策 進捗管理シート

重点事項	4	財政の健全化	21担当課
具体策	ウ	定住施策の推進	まちづくり課

P L A N	達成に向けた推進方策							
	①具体策の目的							
	<p>これまで微増傾向にあった町人口が、平成13年ごろをピークに現在は微減傾向にあり、平成28年度末の町人口は18,854人、高齢化比率は約30%になると予測される。このような本町の社会的状況は、町の財政基盤をはじめ経済や活性化に大きく影響することから、税収の安定的な確保をねらいとした若年層の定住を促す施策を行っていく。</p>							
	②達成に向けた手法							
<p>「大淀町定住促進等基本計画」を策定し、本町への居住を促すためのPR(広報媒体の作成)や、各種助成制度、企業誘致施策等を柱に定住につながる各種施策を実行・検討していく。</p>								
③計画予定								
		実施内容	平成20年	平成21年	平成22年	具体目標(到達目標)		
		定住促進等基本計画の策定	策定					
		PR活動の実施		継続				
		各種助成制度	検討	継続検討	継続検討			
		企業誘致施策	条例の制定(制度の確立)	誘致活動の展開		新規企業立地		
実施年度		平成20年度(企画課)			平成21年度			
D O	実施時期・ 具体取組	5月	定住促進・企業誘致のホームページを立ち上げ		4月～3月	PR活動・各イベントでのパンフレットの配布		
		7月	企業誘致条例を施行		9月	定住促進アンケートの実施		
		7月	定住促進基本計画・実施計画を策定		11月～	緊急雇用事業により人員を配置		
		9月	パンフレット等を作成		2月～3月	企業情報調査業務を実施		
		9月～	PR活動を展開					
D O	実施内容・ 効果	<p>企業誘致については、条例の施行・パンフレットの作成により、PRを幅広く行なえるようになった。誘致企業数は1件。 定住促進については、パンフレット等を作成し、チラシを近鉄各駅と奈良交通バス車内に設置いただいた。また、定住イベントにも参加した。</p>			<p>企業誘致については、民間企業で営業経験のある臨時職を雇用し、さまざまな企業に対し訪問活動を行えた。また、反応があった企業に対しては、トップセールスも実施した。トップセールスを効果的に実施するための情報収集として、企業情報調査業務を実施した。 訪問企業数296件、メールによるアプローチ578件(3月末) パンフレット配布数3,521枚 問合せ・反響等 18件(うち2件は継続協議中) 誘致企業数は1件(累計2件) 定住促進については、周辺地域の住民に対してアンケート調査を実施した。結果を集計・分析し、現在行っている施策の検討に活用している。 パンフレット配布数3,006枚、チラシ配布数48,351枚 推計人口 19,293人(3月1日現在)</p>			
		<p>内部評価(担当課)</p> <p>予定どおり事業が実施できた。</p>			<p>パンフレット作成から1年が経過したので、今後は実際に企業の誘致や人口増加につなげていく時期になってきている。</p>			
C H E C K	外部評価 (推進委員)	進捗率	100	%	進捗率	100	%	
		評価日	平成21年4月17日			評価日	平成22年4月30日	
		<p>定住促進には若年層の定住を促す施策を中心とした実りのあるPR活動を継続展開していただきたい。 企業誘致についてこの不況のなかでも成果があがっていることは評価できる。あらゆる機会になお一層の活動により「元気のある大淀町」の実現を期待する。</p>			<p>全国的に人口減少であるなかであっていかになく食い止めるかの工夫が必要である。あらゆる面で見直し「元気のある町」としていただきたい。大淀町においては若年層と老人層の交流の場が少なく、双方孤立化傾向にあると思う。定住者の推進は雇用と企業誘致であり、企業として魅力ある町としては本町の企業誘致に対する町条例や規則等の一部の緩和を検討し、他町村にない独自性が将来必要ではないかと考える。</p>			
		評価日	平成21年7月10日			評価日	平成22年5月28日	
A C T I O N	見直し・ 改善事項	引き続き当初の予定どおり事業を展開していく。			<p>施策、営業活動を効率よく進めることや、企業や住民が求めているものをさらに追求し、効果をあげていかなければならない。(定住促進・企業誘致に関するPR方法のさらなる工夫と、定住促進施策の具体的な検討)</p>			